

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

美濃加茂市長 伊藤 誠一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
加茂野地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 2 年 3 月 3 0 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	6 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・地域内の農地は、畑地を中心に開発が進んでいる。
 - ・水田農業については、地域の中心的担い手に集積が進んでおり後継者の目途もついている。
 - ・畑作農業については高齢化が進行し、耕作放棄地の発生が懸念されており、中心的担い手の育成が課題である。